

第 1 1 号議案

桶川市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

桶川市個人情報保護法施行条例（令和 4 年桶川市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前		改正後	
<p>附 則 （桶川市行政不服審査会条例の一部改正）</p> <p>第7条 略</p>		<p>附 則 （桶川市行政不服審査会条例の一部改正）</p> <p>第7条 略</p>	
改正前	改正後	改正前	改正後
略	略	略	略
	<p><b>（所掌事項）</b>  <b>第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。</b>            (1) 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。            (2) 桶川市情報公開条例（平成13年桶川市条例第13号）第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。            (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ</p>		<p><b>（所掌事項）</b>  <b>第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。</b>            (1) 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。            (2) 桶川市情報公開条例（平成13年桶川市条例第13号）第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。            (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ</p>

審査請求について調査審議すること。

(4) 桶川市情報公開条例に基づく情報公開制度に関する重要事項について調査審議すること。

(5) 桶川市個人情報保護法施行条例(令和4年桶川市条例第27号)第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(6) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を述べること。

審査請求について調査審議すること。

(4) 桶川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年桶川市条例第30号)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(5) 桶川市情報公開条例に基づく情報公開制度に関する重要事項について調査審議すること。

(6) 桶川市個人情報保護法施行条例(令和4年桶川市条例第27号)第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(7) 桶川市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(8) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を述べること。

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月20日提出

桶川市長 小野 克典

提 案 理 由

桶川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。